

木構造の法基準を変えた主な災害

主な災害	木構造基準の主な内容
福井地震 M7.1 1948(昭和23).6.28	1950(昭和25)「建築基準法」制定 ①筋かいの必要量の規定 ②梁中央部下端の切欠き禁止
新潟地震 M7.5 1964(昭和39).6.16	1959(昭和34)「建築基準法」一部改正 必要壁量の強化
十勝沖地震 M7.9 1968(昭和43).5.16	1971(昭和46)「建築基準法施行令」改正 ①基礎を鉄筋コンクリート造とする ②木材の有効縮長比 ≤ 150 ③風圧力に対する必要壁量の規定 ④ボルト締めにおける必要座金の規定 ⑤防腐・防塵措置の規定
宮城沖地震 M7.4 1978(昭和53).6.12	1981(昭和56)「建築基準法施行令」改正(新耐震設計法) ①軟弱地盤における基礎の強化 ②必要壁量の強化(層間変形角の制限) ③風圧力の見付け面積算定法の変更
日本海中部地震 M7.7 1983(昭和58).5.26	1987(昭和62) ①柱、土台と基礎をアンカーボルトで緊結する ②集成材の規定 ③3階建て建築物の壁量、計算規定
兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災) M7.3 1995(平成7).1.17	1995(平成7)「耐震改修促進法」制定
鳥取県西部地震 M7.3 2000(平成12).10.6	2000(平成12)「建築基準法」改正 ①耐力壁の釣合いのよい配置の規定 ②柱、筋かい、土台、梁の仕口緊結方法の規定 ③基礎形状(配筋)の規定 2000(平成12)「住宅品質確保の促進等に関する法律(品確法)」 耐震、耐風、耐積雪の等級を示す
芸予地震 M6.7 2001(平成13).3.24	
宮城県沖地震 M7.1 2003(平成15).5.26 十勝沖地震 M8.0 2003(平成15).9.26	
新潟県中越地震 M6.8 2004(平成16).10.23	2004(平成16).7 防火規定告示の改正
福岡県西方沖地震 M7.0 2005(平成17).3.20	
	2006(平成18)「耐震改修促進法」改正
能登半島地震 M6.9 2007(平成19).3.25 新潟県中越沖地震 M6.8 2007(平成19).7.16	2007(平成19)6.20 「建築基準法」「建築士法」改正
	2009(平成21)10.1 「瑕疵担保責任履行法」
東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) M9.0 2011(平成23).3.11	
	2013(平成25)「耐震改修促進法」改正

旧耐震建築物

新耐震建築物

戸建て木造住宅 無料耐震診断(一次診断)を受けた方へ 木造住宅 耐震のすすめ

きっと来る その日に備えて 耐震化



KOTO City in TOKYO
スポーツと人情が熱いまち 江東区



南関東では、今後30年以内に
マグニチュード7程度の大地震が発生する確率が70%!!

マグニチュード7.3の地震が東京湾北部で起こった場合、都内の建物約280万棟のうち、約11.6万棟が全壊、約32.9万棟が半壊と予測されています。

地震による死者の約9割が建物倒壊等による**圧迫死**

平成7年に発生した阪神・淡路大地震では、地震による直接的な原因での死者数が約5,500人で、そのうちの約9割もの方が住宅・建築物の倒壊等による圧迫死であったとされています。また、昭和56年以前の古い基準で建築された建築物に大きな被害がみられました。

命を守るためには**耐震補強**を!

もし、直下型の大地震が来たら身動きすることも困難です。地震による木造住宅の倒壊から自分の家族の命を守るためには、耐震診断をし、必要に応じて壁や筋かいを増やしたり、金物で柱や梁を固定する等の耐震補強を行うことが大切です。

お問い合わせ先 **江東区 都市整備部 建築調整課 建築防災係**
東京都江東区東陽四丁目11番28号 〒135-8383
TEL: (03) 3647-9764 FAX: (03) 3647-9009
E-mail: kenchikucho@city.koto.lg.jp

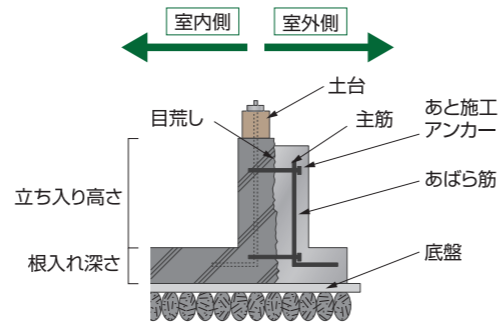


スポーツと人情が熱いまち
江東区

※実際の補強方法は物件によって異なります。

基礎の補強

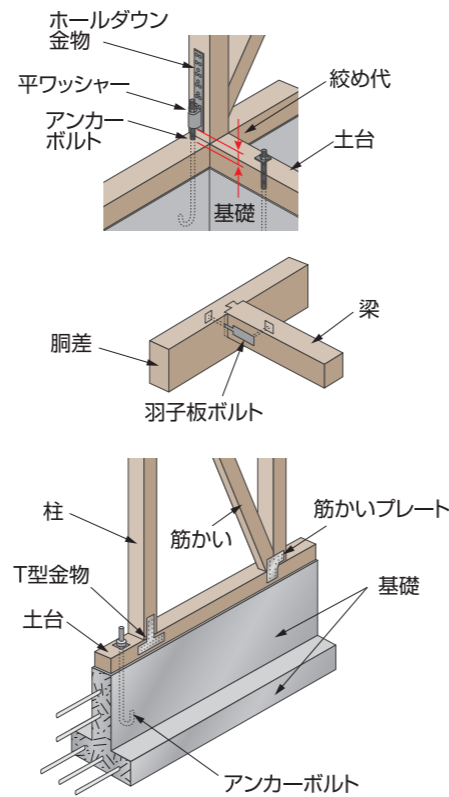
- 玉石に束立てただけの柱は、鉄筋コンクリート造の布基礎とし、アンカーボルトで土台と一体にしましょう。
- 基礎の底盤の幅が不足していたり、基礎に鉄筋が入っていない場合には、基礎を増し打ちするなどして、既存のコンクリート造布基礎を補強しましょう。



土台・柱・筋かい・梁などの接合部の補強

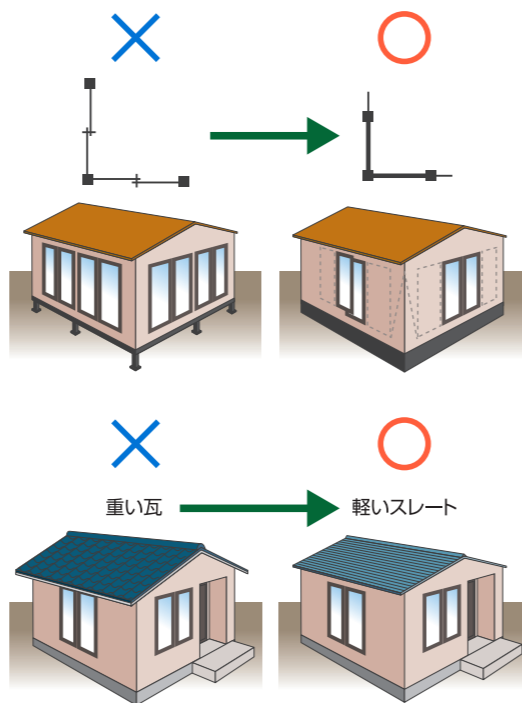
- 土台・柱・筋かい・梁などの接合部は専用の金物等を使って、それぞれの部材が一体となるよう緊結しましょう。

- 柱と土台 ▶ アンカーボルト、ホールダウン金物
- 柱と梁 ▶ 羽子板ボルトによる引き止め
- 柱と筋かいと梁、柱と土台と筋かい ▶ 筋かいプレート、ひら金物とT型又はV型金物柱と土台と筋かいの併用



筋かいを入れたり、構造用合板を張って強い壁(耐久壁)を増やしましょう

- 柱、梁だけでは地震の力に抵抗できません。開口部(ガラス戸)を減らし、筋かいや構造用合板で補強された壁を増やしましょう。壁を釣合いよく増やすことにより、より大きな地震の力に耐えられます。隅部を壁にすると一層効果的となります。



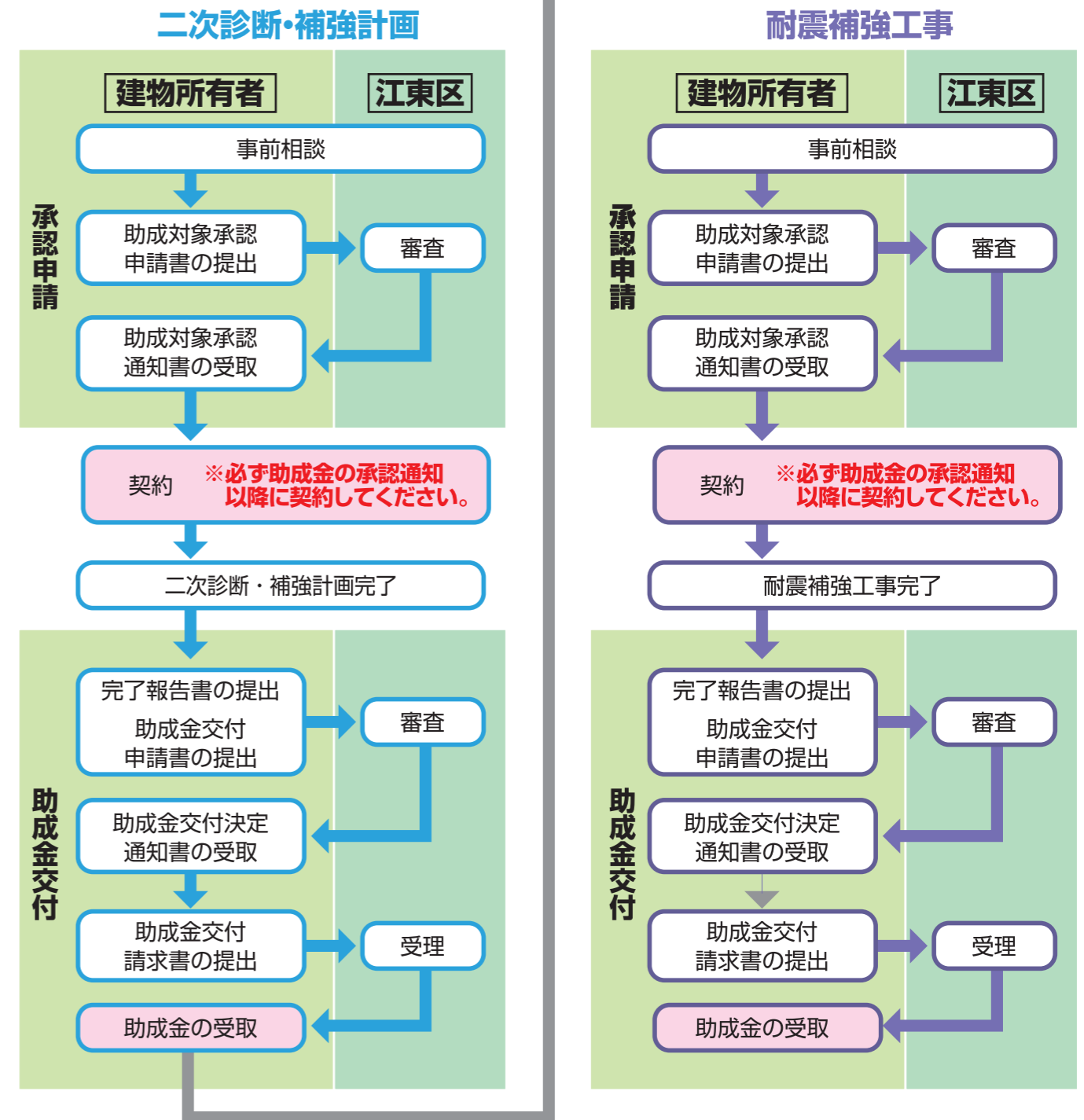
屋根の軽量化

- 屋根を軽くすることによって、建物に作用する地震の力が減るので、大地震時に壊れにくくなります。

助成制度の活用について

江東区では二次診断・補強計画や耐震補強工事などに要する費用の一部を助成する制度を設けています。まず下記の江東区耐震担当窓口(建築防災係)にお問い合わせください。

助成制度の基本的な流れ



※助成金の対象は、昭和56年5月31日以前に建築された建物となります。